二　特定無線局の無線設備であって、Universal Subscriber Identity Moduleその他の通信に必要な利用者固有情報が書き込まれている記録媒体（以下「USIM等」という。）を取り付けなければ電波の発射ができないもの	USIM等を取り外すこと。
三　特定無線局（通信の相手方が人工衛星局であるものに限る。）の無線設備	当該無線設備による電波の発射を可能とするための指令の送信ができないよう、当該指令の送信に係る装置から当該無線設備に係る識別番号を除去すること等の措置を講じること。
四　通信の相手方が人工衛星局その他の宇宙局である無線局（実験試験局を含む。）の無線設備であって、空中線を撤去することが困難なもの	送信機、給電線又は電源設備を撤去すること。

○総務省告示第六十六号

無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）第十五条の三第四項の規定に基づき、平成五年郵政省告示第四百七号（工事設計書の記載の一部を省略することができる適合表示無線設備を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十三年三月一日　　総務大臣　片山　善博

「第一号の二」を「第一号の四」に、「第十一号の八」を「第十一号の八の二」に、「第十一号の二十一」を「第十一号の二十の二から第十一号の二十一まで」に、「、第二十号の二、第二十一号」を「から第二十一号まで」に、「、第五十二号、第五十四号」を「から第五十二号の三まで、第五十四号から第五十四号の三まで」に改める。

○総務省告示第六十七号

無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）第三十一条第二項第五号の規定に基づき、平成十五年総務省告示第三百四十四号（外国の無線局の無線設備が電波法第三章に定める技術基準に相当する技術基準に適合する事実を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十三年三月一日　　総務大臣　片山　善博

第一項中「について包括免許を受けた者」を「（法第二十七条の二第一号に掲げる無線局に係るものに限る。以下同じ。）の包括免許人」に改める。

第二項を削る。

第三項中「（前項に定めるものを除く。）」を削り、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

4　電波法施行規則第十五条の三第二号(8)に掲げる規格　無線設備規則第四十九条の六の九に規定する技術基準

第三項を第二項とする。

○総務省告示第六十八号

無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）別表第二号の四の規定に基づき、平成十六年総務省告示第八百五十九号（無線局免許申請書等に添付する無線局事項書及び工事設計書の各欄に記載するためのコード表（無線局の目的コード及び通信事項コードを除く。）を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十三年三月一日　　総務大臣　片山　善博

「

移動範囲の欄														
本則の表中		○												
業務区域の欄													○	

」を

「

移動範囲の欄														
無線設備を設置しようとする区域の欄													○	
業務区域の欄														

」

を

「

別表第四号														
													○	
												○		
											○			
										○				

」

に改める。

別表第四号中「移動範囲コード」を「移動範囲コード、設置区域コード」に改める。

別表第二十三号の表中

「

設備規則第58条２の13第１項に規定する固定局の無線設備	ＦＸ

」

を

「

設備規定	
設備規定	ＣＤ１ＦＣ
設備規定	
設備規定	
設備規定	
設備規定	
設備規定	
設備規定	
設備及び設備	ＣＤ１ＦＢ
設備及び設備	
設備及び設備	ＣＤ２ＦＣ

」

規則第49条の６の３第１項及び第４項にする基地局の無線設備	ＣＤ１ＦＣ
規則第49条の６の３第１項及び第５項にする基地局の無線設備	ＣＤ１ＦＢ
規則第49条の６の４第１項及び第４項にする基地局の無線設備	ＣＤ２ＦＣ

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可